慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中世後期ドイツ都市における教会建設財団 (fabrica ecclesiae) と世俗の教会後見人の活動からの一考察
Sub Title	Civic donations and fabrica ecclesiae in a late medieval German city : the activities of nuremberg's lay churchwarden
Author	原田, 晶子(Harada, Akiko)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	2019
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.50 (2019. 3) ,p.171- 187
JaLC DOI	10.14991/005.00000050-0171
Abstract	中世後期、ヨーロッパのほとんどの都市では教区教会の全財産、さらには下級聖職者の人事も含め教区教会全体が、市参事会の任命した教会建設財団 (fabrica ecclesiae) の長である世俗の教会後見人により管理されていた。ドイツ中世都市史では長年、この現象は教会の資産管理の世俗化・公営化を意味していると考えられてきたが、近年、ベルント・メラーが『帝国都市と宗教改革』で提唱した、中世後期の都市では市参事会が市民の宗教生活にも責任を負っていたという意味での「聖なる共同体」という宗教改革前夜の中世都市に対する概念の有効性が評価されつつある。では、市参事会は一体どのようにして、市民の宗教生活を保証し、その責任を果たし得たのだろうか？本稿では、史料の豊富な帝国都市ニュルンベルクを例に、市参事会が任命した役職である教区教会後見人の活動を主に証書から分析し、先行研究に欠けていた教会建設財団あるいは教会後見人のもつ人的つながりを解明することで、教会後見人や市参事会による市民の宗教生活への責任の果たし方を明らかにしていくことを目的にした。本稿では、教区教会の財政が有力政治家である市民個人の集金力に依存していた体質、また教会後見人たちは、教会財産の保全や寄進の円滑な実行だけでなく、市民たちが命日ミサに必要な資産の整えるため援助する姿が明らかとなる。
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000050-0171

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世後期ドイツ都市における教会建設財団（fabrica ecclesiae）と世俗の教会後見人の活動からの一考察

原　田　晶　子

要旨

中世後期、ヨーロッパのほとんどの都市では教区教会の全財産、さらには下級聖職者の人事も含め教区教会全体が、市参事会の任命した教会建設財団 (fabrica ecclesiae) の長である世俗の教会後見人により管理されていた。ドイツ中世都市史では長年、この現象は教会の資産管理の世俗化・公営化を意味していると考えられてきたが、近年、ベルント・メラーが『帝国都市と宗教改革』で提唱した、中世後期の都市では市参事会が市民の宗教生活にも責任を負っていたという意味での「聖なる共同体」という宗教改革前夜の中世都市に対する概念の有効性が評価されつつある。では、市参事会は一体どのようにして、市民の宗教生活を保証し、その責任を果たし得たのだろうか？本稿では、史料の豊富な帝国都市ニュルンベルクを例に、市参事会が任命した役職である教区教会後見人の活動を主に証書から分析し、先行研究に欠けていた教会建設財団あるいは教会後見人のもつ人的つながりを解明することで、教会後見人や市参事会による市民の宗教生活への責任の果たし方を明らかにしていくことを目的にした。本稿では、教区教会の財政が有力政治家である市民個人の集金力に依存していた体質、また教会後見人たちは、教会財産の保全や寄進の円滑な実行だけでなく、市民たちが命日ミサに必要な資産の整えるため援助する姿が明らかとなる。

1．はじめに

中世後期になるとヨーロッパのほとんどの都市では教区教会の全財産、さらには下級聖職者の人事も含め教区教会全体が市参事会の任命した教会建設

『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第 50 号（2019）pp.171~187

財団（fabrica ecclesiae）の長である俗人の教会後見人（Kirchenpfleger）により管理されていたことが認められる。ドイツ中世都市史の古典的学説においては、市参事会のもとに教会後見人が世俗の役職であることは教会の資産管理の公営化を意味していると考えられてきた[1]。しかし近年、Bernd Moellerが『帝国都市と宗教改革[2]』の中で提唱した、中世後期の都市では市参事会が市民の宗教生活にも責任を負っていたという意味での「聖なる共同体（sakrale Gemeinschaft）」という宗教改革前夜の中世都市に対する概念の有効性が評価されつつある[3]。であるならば、市参事会は一体どのようにして、市民の宗教生活を保証し、その責任を果たしたのだろうか？本稿では、史料の豊富な帝国都市ニュルンベルクを例に、市参事会が任命した役職である教区教会後見人の活動からの考察を試みる。

先行研究において、教会後見人はその教区の有力者が名誉職的な意味合いで教会後見人に就いている事例が多く報告されている[4]。しかしドイツ語圏ではケルンに次ぎ第二位の人口を誇る大都市であった帝国都市ニュルンベルクの場合、都市第一位の教会である教区教会聖ゼーバルトでは、実質的な市長である財務官（Losunger）が教会後見人を兼任しており、他都市とは異なる様相を示している―この点は著者が初めて指摘した事実でもある[5]。そして副

1　例えば、SCHULTZE, Alfred, Stadtgemeinde und Kirche im Mittelalter, in: Festgabe für Rudolph Sohm. dargebracht zum goldenen Doktorjubiläum von Freunden, Schülern und Verehrern, München/Leipzig 1914, S. 103-142, hier: S. 134.

2　B. メラー（森田安一・棟居洋・石引正志訳）『帝国都市と宗教改革』教文館、1990 年、16-23 頁。

3　Vgl. BÜNZ, Enno, Klerus und Bürger. Die Bedeutung der Kirche für die Identität deutscher Städte im Mittelalter, in: G. Chittolini/P. Johanek (Hg.), Aspetti e componenti dell' identità urbana in Italia e in Germania. secoli XIX-XV/Aspekte und Komponenten der städtischen Identität in Italien und Deutschland. 14.-16. Jahrhundert, Bologna/Berlin 2003, S.351-390; SCHMIEDER, Felicitas, Die mittelalterliche Stadt, 3. Aufl., Darmstadt 2012, S. 117-120.

4　REITEMEIER, Arnd, Pfarrkirchen in der Stadt des späten Mittelalters. Politik, Wirtschaft und Verwaltung, Wiesbaden 2005.

5　HARADA, Akiko, Die Symbiose von Kirche und Stadt im Spätmittelalter. Das bürgerliche Gemeinschaftsbewusstsein und Stiftungen an die Pfarrkirchen in der Reichsstadt Nürnberg, Hamburg 2014, S. 65-69.

教会後見人は、都市門閥かそれに準ずる名望家家系から輩出されていた[6]。第二位の教会である教区教会聖ローレンツの場合も、聖ゼーバルトに比べ家系ランクは多少見劣りするものの、やはり教会後見人は都市門閥出身者、副教会後見人は都市門閥あるいは名望家家系の出身者が占めていた[7]。したがって、都市の支配層が教会後見人の役職を占めていたニュルンベルクを対象に世俗の教区教会後見人の活動の分析することにより、市参事会による市民の宗教生活への関与が明らかにできるであろう。

ドイツ中世史において、全ドイツ語圏を対象とした教会建設財団と教会後見人に関するまとまった研究としては、長らく教会建設財団の成立解明に主眼を置いた Sebastian Schröcker の1934年に出版された文献が基本であった[8]。シュトラースブルク司教座教会建設時において、聖職者の教会後見人から市民である俗人の教会後見人へのイニシアティヴの変遷を、建築史上の画期と関連づけて論じた Peter Wiek のような特筆すべき研究もあったが[9]、その他はモノグラフィーの一部で扱われているに過ぎなかった[10]。ようやく2005年になって Arnd Reitemeier の文献が現われる[11]。著書のタイトルこそ『中世後期の

6　表 1 参照。HIRSCHMANN, G. (Hg.), Johanes Müllner. Die Annalen der Reichsstadt Nürnberg von 1623, 2 Bde., Nürnberg 1972/1974（以下 Müllners Annalen と略記）, Bd. 1, S. 21-22 の記述をもとに、以下の 3 冊の文献にて同定作業を行った。BIEDERMANN, Johann Gottfried, Geschlechtsregister des Hochadelchen Patricias Nürnberg, Nürnberg 1748; Müllners Annalen, Bd., 2, S. 157-171; FLEISCHMANN, Peter, Rat und Patriziat in Nürnberg, 3 Bde., Nürnberg 2008.

7　表 2 参照。Müllners Annalen, Bd. 1, S. 58 の記述をもとに、表 1 と同じ文献を用いて同定作業を行った（注 6 参照）。

8　SCHRÖCKER, Sebastian, Die Kirchenpflegschaft. Die Verwaltung des Kirchenvermögens durch Laien seit dem ausgehenden Mittelalter, Paderborn 1934.

9　WIEK, Peter, Das Straßburger Münster. Untersucheng über die Mitwirkung des Stadtbürgertums am Bau bischöflicher Kathedralkirchen im Spätmittelalter, in: Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins 107 (1959), S. 40-113.

10　例えば、アウクスブルクの教会と都市の関係を包括的に論じた KIEßLING, Rolf, Bürgerliche Gesellschaft und Kirche in Augsburg im Spätmittelalter. Ein Beitrag zur Strukturanalyse der oberdeutschen Reichsstadt, Augsburg 1971, S. 99-131 や、ゴスラーの教区制度を論じた GRAF, Sabine, Das Niederkirchenwesen der Reichsstadt Goslar im Mittelalter, Hannover 1998, S. 315-339 をここでは挙げる。

11　REITEMEIER, a.a.O.

都市における教区教会』となっているが、元々は「教会建設財団：中世における都市の教区教会の経済と管理（fabrica ecclesiae. Wirtschaft und Verwaltung stätdischer Pfarrkirchen im Mittelalter）」とのタイトルが付けられた教授資格請求論文であり、Schröcker 以来初の教会建設財団に関する包括的な研究であった。Reitemeier は主に教会建設財団の帳簿を用いて、教会堂の建設や維持のための活動から、その教会が所有していた司祭館、神学校、礼拝堂、納骨堂、墓地やその他の不動産に関して、さらには教会内の装飾品や調度品、礼拝で使われる祭器、さらには教会の鐘や塔の時計までに及んだ管理活動内容、死者追悼ミサや貧民喜捨の手配の様子など教会建設財団の活動の詳細を明らかにしたが、唯一、教会後見人の持つ人的結合が不明瞭のままであり、市民に対してどのように責任を果たしていたか明らかにされているとは言い難い。そこで本稿では主に証書を史料に用いて教会後見人の活動を分析し、Reitemeier の研究に欠けていた教会建設財団あるいは教会後見人のもつ人的つながりを明らかにし、教会後見人や市参事会による市民の宗教生活への責任の果たし方を明らかにしていく。

さらに、Enno Bünz も指摘しているように―西洋中世において広く普及した機関であったにも関わらず―従来の教会史において、教区教会は末端機関としてほとんど顧みられることがなかった。ドイツ中世都市史においては都市と教会の関係をテーマとする研究は枚挙に暇がないものの、主眼は保護権（Patronatsrecht）や裁判権、聖職禄の議論に偏っており、特に司教が都市領主として立ち現れる司教都市における教会と都市共同体の対立的な関係が考察対象となっている[12]。これら先行研究に対し、本稿では「共生」の観点から考察を行う。俗人である教会後見人のもつ人脈からの分析によって西洋中世都市における教区教会のあり方を明らかにしようとするこのような試みは、管見の限りでは存在しない。

12　BÜNZ, Enno, Die mittelalterliche Pfarrei in Deutschland. Neue Forschungstendenzen und -ergebnisse, in: N. KRUPPA (Hg.), Pfarreien im Mittelalter. Deutschland, Polen Tschechien und Ungarn im Vergleich, Göttingen 2008, S. 27-66; Ders., Die Pfarrei im späten Mittelalter – zur Einführung, in: ders./G. Fouquet, Die Pfarrei im späten Mittelalter, Ostfildern 2013, S. 9-19.

２．教会建設財団と俗人による教会後見職

まずは日本の学界ではあまり馴染のない教会建設財団についての説明から始めよう。中世後期ヨーロッパの都市において教会の財政を監督していた組織は、ラテン語で「fabrica ecclesiae」、ドイツ語で「Kirchenfabrik」と称されている。「fabrica」ということば自体は、古代ローマ時代から史料に登場する単語であり、当時は一般に「公共の建築物」という意味で使われていた。「fabrica ecclesiae」という語句で登場するのは教父たちの書物においてからである。教父たちにとって、教会とはキリストの使徒によって建てられた霊的な建築物を意味していたが、法制史的史料では4世紀以降、「fabrica ecclesiae」は物質的な意味での教会、すなわち教会堂そのものを示すことばとして用いられた。それは313年にキリスト教が公認されて以来、教会とは教皇の建築物を意味するようになったからであろう。同様に6世紀のユスティニアヌス帝時代においても、ラヴェンナの教会にある碑文の中で「fabrica」ということばは教会堂そのものを指している[13]。ところが中世ではその意味が転じ、教会の建設または維持のため、さらにはより広義に、礼拝の任務のために教会財産を管理する組織を指すようになった。そしてその最大の特徴は「財団」という形態をとり、教会の所有する財産から分離した独自の資産を形成していたところにある[14]。そのためここでは初期の“教会建設のため”の資金を集めて管理するという目的を尊重し、「教会建設財団」と訳すことにする。

1287年にヴュルツブルクで開催されたドイツ司教会議にて「教会建設財団を管理する俗人について」という項目が議題として挙がっているように、教会建設財団の俗人の長が一般的にみられるようになるのは13世紀の終わり頃である[15]。教会財産の管理が聖職者から俗人に移行した理由としては、次のことが考えられる。Schröckerも指摘しているように、教会後見職の発生は、

13　SCHRÖCKER, a.a.O., S. 72.

14　ZAPP, Hartmut, Art. Fabrica ecclesiae, in: Lexikon des Mittelalters, Bd. 4, München 1989, Sp. 214.

15　SCHRÖCKER, a.a.O., S. 38.

「魂の道具（Seelgerät）[16]」と言われる死後の魂救済のための寄進や、教会堂への寄進に関係した指示や条件に帰されるものと推察される。世俗の教会後見人による管理は、当初は聖職禄資産に対し、教会に寄進された財産の独立を貫くためであった[17]。言い換えるならば、寄進者の意志が遵守され、寄進された財産が聖職者により恣意的に使用されることのないよう監督するため、俗人の教会後見人が現れ、寄進された財産は「財団」という性格の機関のもとで、教会の資産から独立して管理される必要があったからであろう。

教会に対して行われた寄進の保護権を所有したのは、13世紀以降、通常、市参事会あるいはツンフトや兄弟会であった[18]。死後の魂救済のための寄進を受託した市参事会は、管理の権限を実行する必要が生じてくるのだが、そのための役職がまさに教会後見職であった。教会後見職は、都市の官職という性格を帯びるようになり、教会建築財団は市参事会の監督下に置かれた教会財産の恒常的な管理活動を指導するための組織となる[19]。最終的に、市参事会を後ろ盾とする教会後見人は、教会建設財団の資産だけでなく、教会運営全般に介入するようになり、教会財産全体を手中に収めることに成功した。

では、本稿が対象とするニュルンベルクはどのような状況だったのだろうか？ゼーバルト教会の来訪者に対して交付された1275年の贖宥状には「先述の教会建設財団へ（ad dictam fabricam）」という文言があり[20]、また1299年の贖宥状にも「教会建設財団のために（pro fabrica）」という文言が登場する[21]。

16　BINDUNG, Günther, Art. Seelgerät, in: Lexikon des Mittelalters, Bd. 7, München 1995, Sp. 1680.

17　SCHRÖCKER, a.a.O., S. 89.

18　Ebenda, S. 57. 本稿が対象とするニュルンベルクは 1348/49 年のツンフト闘争以降、ツンフトが禁止されており、それに準ずるとして宗教的兄弟会の活動も認められていなかった 。そのため保護権の所有は市参事会に集中する。参考：拙稿「寄進の変容と継承にみる後期中世ドイツの市民と教会―帝国都市ニュルンベルクの両教区教会を例にして―」『年報地域研究』5（2002 年）、230-251 頁、ここでは 232, 239-241 頁。

19　SCHRÖCKER, a.a.O., S. 57.

20　STADTARCHIV NÜRNBERG (Hg.), Nürnberger Urkundenbuch, Bd. 1, Nürnberg 1951（以下 NUB と略記）, Nr. 513.

21　NUB, Nr. 1052.

これらの贖宥状から、1273年に西内陣[22]が献堂された頃にはすでに教会建設財団が存在していたことが窺えるが、しかしそれ以上のことは定かではない。そして教会後見人の存在が初めて確認されるのは、1309年の証書においてである[23]。

3．ニュルンベルクの教会後見人とその活動

1309年の証書に登場する教会後見人はゼーバルト教会の後見人で、最古参の家系に属する都市門閥のフリードリヒ・ホルツシューアーである。証書の内容は、都市裁判所にて、市内を流れるペグニッツ川のフライシュ（肉屋）砂州にあるゼーバルト教会所有の家を、ヘルデーゲン・ホツルシューアーに売却するというものであった。この証書には、教会後見人は市民と市参事会と市参事会員により、ゼーバルト教会の新しい建物のため同教会の財産を売却し、新しい建物の拡張がより良く成し遂げられるよう命じられたとある[24]。ここで重要なのは、教会後見人であるホルツシューアーは、市民と市参事会と市参事会員に対して、教会を「より良く」する義務を負っていたという点であろう。この証書はニュルンベルクの教会後見人初出の史料ではあるが、14世紀初頭のこの時点で、すでに教会資産の売却に市民の意志が反映され、市参事会が関与していたことが示されている。

購入者のヘルデーゲン・ホツルシューアーは、おそらく教会後見人フリードリヒ・ホルツシューアーの兄弟であろう[25]。教会後見人による教会資産の血縁者への売却は、血縁者に便宜を図ったとも考えられ得るが、この家は肉屋と名の付く中州にあることからも立地条件が良いとは考えにくい。さらに

22　ドイツのカロリング時代やロマネスク様式の教会の中には、東と西に内陣を有する二重内陣の教会が存在する。主に西内陣は、内陣への立入りが禁止されていた皇帝や俗人の寄進者のために建設されたと考えられる。MECKSEPER, Cord, Kleine Kunstgeschichte der deutschen Stadt im Mittelalter, 3. Aufl., Darmstadt 2011, S. 204-206.

23　HOFFMANN, Friedrich Wilhelm, Die Sebalduskirche in Nürnberg, Wien 1912, Urkundliche Beilagen Nr. 18.

24　Ebenda.

25　Vgl. FLEISCHMANN, a.a.O., Bd. 1, Nürnberg 2008, 添付家系図「Vorchtel」参照。

この売却は「市民と市参事会と市参事会員によって命令され」て、裁判所で行われた法的行為であることからも、むしろ教会後見人の血縁者に家屋を買い取らせ、教会拡張工事のために必要な資金を調達したと考える方が妥当である。

またこの証書が資産売却に関するものである点は、さらに重要なことを意味する。Wiek によれば、シュトラースブルクでは1280年代、司教座聖堂参事会員3名と世俗の市民2名が教会後見人の職に就いていた。1262年の市民対司教の戦争以来、すでに世俗側が資産運営に大幅な権限を持つようになっており、聖職者の後見人の協力や、司教や司教座聖堂参事会の同意を得なくても、教会建設財団の名で様々な法的行為が行なわれていた。しかし唯一、財団の資産の売却に関してだけは例外であり、最後まで司教座聖堂参事会側に留保されていた権限であった。そしてその権利すらも市参事会に移行したのが1282年から1286年の間であったとの結論を出している[26]。1309年のニュルンベルクの証書には、都市代官の印章と都市ニュルンベルクの印章が押されており、証人はオットー・ムッフェル、ハインリヒ・アイスフォーゲル、ハインリヒ・ホルツシューアー、ハインリヒ・ヴァイゲル、そしてその他多くの人々となっている。名前が挙げられた人物はすべて都市門閥であり、聖職者の名前は一人も記載されていない。この証書が意味するところは、教会建設財団は1309年の時点で、すでに完全に世俗の管理下にあったということである。

1309年以降、しばらくの間、ゼーバルト教会の教会後見人は一人の時代が続いていたが、1333年にベルトルト・トゥーハーが就任してから二人体制に移行した（表1参照）。ニュルンベルクの教会後見人職には、Kirchenpfleger と呼ばれる役職と Kirchenmeister と呼ばれる役職がある。教会建設財団の最高責任者は Kirchenpfleger であり、Kirchenmeister は Kirchenpfleger のもとで細かい仕事、特に金銭の管理が任されていた[27]。そのため本稿では Kirchenmeister

26　WIEK, a.a.O.

27　SCHLEMMER, Karl, Gottesdienst und Frömmigkeit in der Reichsstadt Nürnberg am Vorabend der Reformation, Würzburg 1980, S. 111.

を副教会後見人と訳すことにする。当初、二人の教会後見人の立場に違いはなかったようであるが、14世紀の終わりころには、管理活動の実際的な任務の量がかなりのものとなり、会計を専門とする副教会後見職が必要となった[28]。ゼーバルト教会の教会後見人の名前が記載されている教会関連文書[29]を確認したところ、41通ある内、40通は副教会後見人の名前と並んで書かれていた。他方、副教会後見人に関しては、47通の証書に単独で名前が登場する。これらの結果から、教会後見人が単独で同教区教会のために働いていたとは考えにくく、実務は副教会後見人が担当していたと考えるのが妥当だ。

他方のローレンツ教会では、1353年には市参事会員と思われるペーター・シュトローマーが教会後見人の職に就いており、以降、傍系ではあるは都市門閥家系出身者と思われる人物が、そして1470年代からは市参事会員がその職を引き継いでいる。またローレンツ教会も1356年から二人態勢が敷かれるようになった（表2参照）。

では、ニュルンベルクの教会後見人と副教会後見人は、実際どのような活動を行っていたのだろうか。ニュルンベルクの教会後見人の活動が活発になるのは、1346年にゼーバルト教会の教会後見人に就任したハインリヒ・フォルヒテルの時代からである[30]。彼は1340年にニュルンベルクの実質的市長である財務官（Losunger）2名の内の一人に選出されているが、財務官とゼーバルト教会の教会後見人の兼任は、度々観察される事例であった。史料上最初に確認できるフリードリヒ・ホルツシューアー以降、宗教改革が導入される1524/25年にまでに15名がゼーバルト教会の教会後見人に就任しているが、市参事会員として確認できなかったのはヘルマン・エープナーとハンス・グローラントのみで、残り13名は全員が市参事会議員であったことが確認できた。またその内7名が財務官、フリードリヒ・ホルツシューアーを含む3名

28　教会後見職からの副教会後見職の分離については、拙著で詳しく述べている。HARADA, a.a.O., S. 65-69.

29　バイエルン州立ニュルンベルク文書館 (Staatsarchiv Nürnberg、以下 StAN と略記), Rep. 8: Urkunden der Kirchen Nürnberg, 1350-1560.

30　SCHAPER, Chista, Bürger und Verantwortung, in: H. BAIER (Hg.), 600 Jahre Ostchor St. Sebald. Nürnberg 1379-1979, Neustadt a. d. Aisch 1979, S. 160-176, hier: S. 164-170.

がニュルンベルクで第三位の地位にある最高軍事司令官（Oberster Hauptmann）であった（表1参照）。

ゼーバルト教会では、1361年から1379年にかけて東内陣の増築工事が行われたが、それに先駆けた用地の確保や資金調達のため、教会後見人の活動が活発になったと考えられる。以前から改築の意向はあったが、1355年にニュルンベルクの都市門閥家系の出身であるアルブレヒト・クラウターがゼーバルト教会の主任司祭に叙任されてから、そのプランは現実のものとして動き出した[31]。1357年にザイツ・マウラー[32]が、フォルヒテルと並んでもう一人の教会後見人として就任して以降、さらに改築計画は確実なものとなる。1365年まで、この二人の教会後見人は一緒に仕事をしている。彼らの活動で目立つものをいくつか挙げておこう。

増築の準備である用地確保の例としては、1357年にゼーバルト教会墓地にあったローテンブルク市民所有の家を購入した事例や、1360年にやはりゼーバルト教会墓地にあった市内のエギーディエン修道院所有の家をゼーバルト教会の所有する他の地所と交換した事例が挙げられる[33]。不動産譲渡の場合、ほとんどが交換という形で行われていた。あらゆる証書に市参事会の同意の有無が明記されていたわけではないが、文書による確認の受理はすべて「教区教会のために教会後見人を通じて」行われていた[34]。

増築資金は、贖宥状の交付により調達を図る場合が多かった。ザイツ・マウラーの先任者であるザイツ・シュールシュタープの時代から、贖宥状を得る努力は行われており、事実、シュールシュタープは1350年、1352年、1355年と贖宥状を発行させることに成功している[35]。またハインリヒ・フォルヒテルは、個人的にバンベルクと深い関係を持っていた。フォルヒテル家は、長らくバンベルク司教の宮廷と経済的なつながりがあり、またバンベルク市

31　Ebenda, S. 167.

32　Ebenda, S. 167-170.

33　REICKE, Siegfried, Stadtgemeinde und Stadtpfarrkirchen der Reichsstadt Nürnberg, in: Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Stadt Nürnberg 26 (1926), S. 1-110, hier: S. 105.

34　Ebenda, S. 107.

35　SCHAPER, a.a.O., S. 165.

民との血縁関係も深かった[36]。例えば、ハインリヒ自身の母がバンベルクの都市門閥ツォルナー家の出身である。おそらくこのような太いパイプを活かしたのであろう、ハインリヒは1358年2月23日にバンベルク司教ロイポルトから「ゼーバルト教会の建設計画で、援助したすべてのキリスト教徒に[37]」与える贖宥状を引き出すことに成功し、また1358年9月21日には、建設資金が足りないことを理由に、以後4年間、教会建設財団に対する税を免除するとの約束を取り付けた。そしてまた司教は主任司祭や助任司祭たちも資金を教会後見人に提供するよう指示を出している[38]。さらに司教ロイポルトは、ゼーバルト教会の東内陣の建設が始まった直後の1362年にも贖宥状を交付しており、ニュルンベルクの教区教会聖ゼーバルトの新しい建物のために自ら施しを行った者に、大罪に対する40日の贖宥と小罪に対する1年間の贖宥を与えた[39]。そしてこの時の贖宥で集まった資金も、建設の費用に当てられている[40]。

通常時の教会後見人の活動で、一番史料が多く残っているのは不動産の売買に関するものである。ゼーバルトの教会後見人と副教会後見人の名前の記述がある証書を分類していると、最も多かったのは資産の売買に関する証書であった。25通が確認でき、その内18通が購入、7通が売却に関する証書であった[41]。まず購入に関して、15世紀の13通の内、1通を除いてすべての証書に教会後見人と副教会後見人の名前が挙がっていた。しかし16世紀になると副教会後見人の名前しか記載されていない。これら16世紀に入ってからの証書の特徴は、寄進者が都市債権を都市の金庫から購入し、その年利「永遠の金（Ewiggeld）[42]」を教会へ寄進しているところにある。市民が都市債権を購

36　Ebenda, S. 169.

37　HOFFMANN, a.a.O., Urkundliche Beilagen Nr. 27.

38　SCHAPER, a.a.O., S. 169.

39　HOFFMANN, a.a.O., Urkundliche Beilagen Nr. 31.

40　SCHAPER, a.a.O., S. 170.

41　StAN, Rep. 8. 購入に関してはNr. 27, 47, 49, 50, 59, 68, 88, 114, 115, 160, 171, 176, 192, 193, 224, 236, 240, 248。売却に関してはNr. 112, 113, 141, 155, 164, 173, 190。

42　「永遠の金（Ewiggeld）」とは、債権者による取り消しが不可能な公債であり、一般的に償還も不可能である。HEZDENREUTER, Reinhard/ PLEDL, Wolfgang/ACKER-

入する際には、場合によっては副教会後見人が代わって購入することもあった[43]。

不動産購入に関しても、必ずしも教会建設財団が支払いを行っているわけではないようである。例えば、1436年4月21日の証書[44]では、ヴィーゼンタウのウルリヒとハンス兄弟が、ゼーバルト教会の教会後見人である「エアハルト・シュールシュタープとハンス・リーター」に牧草地を売却しているが、この土地を教会後見人たちは毎年行われることが定められた「故エアハルト・クーゲラーの命日ミサのために購入」している。証書には明記されていないが、この土地の購入資金はクーゲラーの親族が提供したと推測される。そして教会後見人とその後任者たちには、この土地からの地代でもってクーゲラーの命日ミサの手配をする義務があることも証書に明記されている。また1454年2月14日の証書[45]でも、ニュルンベルク市民であるエアハルト・ホフマンと妻ウルズラがゼーバルト教会の後見人パウル・グルントヘルと副教会後見人ハンス・ヒュープナーにニュルンベルク近郊にある屋敷地（Hof）の半分を売却することが確認されているが、その費用はクンツ・イムホーフとハンス・イムホーフ兄弟が、クンツと彼らの父とクンツの4人の死別した妻たちのための命日ミサのために支払うと書かれている。両証書から明らかとなるのは、教会後見人たちはただ単に寄進された土地を管理するだけではなく、今後永久に命日ミサが行われることを希求する市民たちのために土地購入の際の名義人となり、その土地の地代をもって、自分たちの代だけでなく後継者たちにも命日ミサの差配が引き継がれるよう、手配を整えている。

他方、売却に関する証書7通の内、教会後見人の名前が登場したのは1通に過ぎない。このことから資産、特に不動産の購入に関しては教会後見人がかかわる案件であるが、売却に関しては副教会後見人が単独で行える案件で

MANN, Konrad, Vom Abbrandler zum Zentgraf. Wörterbuch zur Landesgeschichte und Heimatforschung in Bayern, München 2009, pp 66 - 67.

43　StAN, Rep. 8, Nr. 222, 223, 234, 236, 245, 281.

44　Ebenda, Nr. 50.

45　Ebenda, Nr. 88.

あったことが確認できる。なぜ売却に関しては教会後見人の名前が必要なかったのだろうか。1480年代に集中してみられる事例であるが、地代の徴収が滞っている地所をいったんウンターコイフェル（Unterkäufel）と呼ばれる都市の租税徴収人が購入し、その後しばらくして、同租税徴収人が同じ土地をゼーバルト教会に寄進するという行為が確認できた[46]。資産売却行為は、必ずしも資産を手放すことを意味してはおらず、資産のロンダリング行為であった考えられる。

教会後見人は、また市民の遺言の執行人に任命されることも多かった[47]。例えばザイツ・マウラーは1365年、教会後見人の経験のあるベルトルト・トゥーハーの遺言執行人となり、1364年にはウルリヒ・オスターマンの遺言の立会人となっている[48]。その他にも、ハインリヒ・フォルヒテルと共に数多くの遺言執行を行った。これは1350年代から、市参事会が遺言により生じた市民の寄進に関する証明を教会後見人に任せていたため、寄進の実行を導き監督する義務が彼らに生じたからである[49]。

5．結び

本稿で検討してきたように、俗人の教会後見による教会資産の管理は、教会の世俗化や公営化だけでは済まされない問題を含んでいる。ゼーバルト教会の東内陣改築工事の場合を考えてみると、市の財務官も兼任していたフォルヒテル個人の政治的指導力に依存することにより、はじめて工事の着工・推進が可能であったといえよう。市参事会が教区教会の財政に積極的に介入したというより、むしろここでは教区教会の財政が、有力政治家である市民

46　例えば、租税徴収人フランツ・ヘアデーゲンに関してはStAN, Rep. 8, Nr. 153-156。租税徴収人ゼーバルト・シュリュッセルフェルダーに関してはEbenda, Nr. 164, 165。税徴収人ハンス・ゴイマンに関してはEbenda, Nr. 173、租税徴収人エアハルト・シュタインに関してはEbenda, Nr. 174にてこのような行為が確認できた。Vgl. Harada, a.a.O., S. 75-78.

47　SCHAPER, a.a.O., S. 166.

48　Ebenda, S. 168.

49　Ebenda, Anm. 62.

個人の集金力に依存していた体質が浮かび上がった。ゼーバルト教会では、15世紀に入るとニュルンベルクでは実質的に市長に当たる財務官が教会後見人（俗人）を兼任していが、その背景として考えられるのは、当時の聖ゼーバルトの教区主任司祭（聖職者）は、法学の知識があり、皇帝やローマ教皇ともコネクションを持ち、都市の法律顧問や外交使節として都市に寄与できるような人物が就任していたことから[50]、ニュルンベルクで彼らと対等に対峙することが可能な市長クラスの人物がこの職に就いていたと推測される。しかし逆に都市の有力な政治家が教会後見人に就任したことにより、彼らの持つコネクションが、教会の資金調達に活かされるようになったのではないだろうか。

教会後見人らは教会財産の保全や、寄進された地代や利息によって定められた通りに命日ミサの手配を行うだけでなく、教会後見人の名で寄進者に代わって―寄進者自身にその能力あるいは知識がなかったのだろか？―命日ミサにかかる費用に充てる地代が得られる地所の購入や都市債権の利息の購入を行うこともあり、市民の死後の魂救済に対し、積極的に手助け行っていた姿も明らかとなった。従って、市参事会は教会後見職を通じて、市民の魂の安寧への責務を果たしていたと言うことは可能であろう。

本稿では、市長クラスの有力者が教会後見人を兼ねていたニュルンベルクという特殊な事情の都市を対象に考察を進めてきた。その結果、有力者の政治力への依存という側面に光を当てることに成功したが、この現象を即座に他都市にも当てはめることは難しい。しかし、他都市でも教区内の有力者が教会後見人就いており、多かれ少なかれ、彼らのもつ政治力や人脈に依存する局面は観察可能なのではないかと考える。これを他日の課題とし、本稿の結びとする。

※本研究は、JSPS 科研費（基盤 C）15K 02933の研究成果の一部である。

50　Harada, a.a.O., Kap. 2.

表1　ゼーバルト教会の教会後見人と副教会後見人

年	教会後見人	年	副教会後見人
1300*	フリードリヒ・ホルツシューアー [1] （最高軍事司令官）		
1312	ヘルマン・エープナー [1]		
1328	コンラート・メンテライン （市参事会員）	1333	ベルトルト I・トゥーハー [1] （市参事会員）
1335	ヘルマン・エープナー [1] （市参事会員）		
1346	ハインリヒ III・フォルヒテル [1] （財務官）	1352	ザイツ・シュールシュタープ [1]
		1357	ザイツ・マウラー （兄弟のハインリヒが財務官）
		1370	ハインリヒ・ゼムブラー
1371	ミヒャエル I・グルントヘル [1] （財務官）	1387	マルクヴァルト・トラハト （大参事会員）
1388	ハンス・グローラント [2]	1390	ザイツ・ペンニンガー （名望家家系）
1396	エアハルト I・シュールシュタープ [1] （財務官）		
		1410	コンラート・アーベンベルガー （名望家家系）
		1418	ハンス・リーター （後の1437年に都市門閥となった家系）
1434	ゼーバルト I・ペーマー [2] （市参事会員）	1437	ハンス・ヒュープナー （父親が大参事会員）
1452	パウル I・グルントヘル [1] （財務官）	1454	ハンス・フォン・ロホハイム （大参事会員）
1462	ハンス・コーラー [1] （最高軍事司令官）		
		1473	マルティン・パウムガルトナー [2]
1474	ルプレヒト I・ハラー [1] （財務官）	1478	ハンス・ハラー [1]

年	教会後見人	年	副教会後見人
		1482	ゼーバルト・シュライアー（大参事会員）
1489	パウル I・フォルカマー [1]（財務官）		
		1503	ラザルツ・ホルツシューアー [1]（市参事会員）
1505	アントン II・トゥーハー [1]（財務官）		
1523	マルティン III・ゴイダー [2]（最高軍事司令官）	1523	レオ・シュールシュタープ [1]（市参事会員）
		1524	カスパー・ブッシュ

このリストの典拠については注6を参照のこと。
[1] = 第一都市門閥　[2] = 第二都市門閥 [3] = 第三都市門閥（1521年の舞踏条例による区分）
* 史料初出は1309年である（本論参照）。

表2　ローレンツ教会の教会後見人と副教会後見人

年	Kirchenpfleger	年	Kirchenmeister
1338	ヘルマン・ケスラー		
1353	ペーター・シュトローマー [1]（市参事会員 ?）	1356	ハインリヒ・ガルトナー（大参事会員）
1360	オットー・フォルストマイアー		
		1378	ヘルマン・グロッケンギーサー（名望家家系）
1386	ルーディガー・アルムバウアー	1387	ルーディガー・アルムバウアー（大参事会員）
1390	エンドレス・プフィンツィンク [1]	1392	アルビレヒト・クロイター
1404	エンドレス・フォルカマー [1]		
		1417	ペーター・フォークラー
1428	ハンス・イムホーフ [2]	1428	エンドレス・フォン・ヴァト（大参事会員 ?）

年	Kirchenpfleger	年	Kirchenmeister
1452	ゲオルク・ゴイダー [2]	1452	ニコラウス・コーラー [1] （彼自身または父親が大参事会員）
1464	ハンス・フォルカマー [1]	1464	ローレンツ・ハラー [1]
1470	ハンス IV・イムホーフ [2] （市参事会員）		
1500	ガブリエル・ヌッツェル [1] （財務官 ?）		
1505	ヒエロニムス・シュールシュタープ [1] （財務官 ?）		
1511	ヤーコプ・グローラント [2] （財務官 ?）		
		1516	ハンス・ヒューブナー （名望家家系）
1519	カスパー I・ヌッツェル [1] （市参事会員・後に財務官）	1519	ヴィルヘルム・シュールシュタープ （後の1536年に都市門閥となった家系）

このリストの典拠については注74を参照のこと。
[1] [2] [3] については、表1と同じ。